

令和 7 年 10 月定例会・会議録

令和 7 年 10 月 23 日（木） 午前 10 時 00 分 開議

◎出席議員（10 名）

【尾花沢市選出議員】

3 番 高橋 隆雄 君 4 番 菅藤 昌己 君 5 番 鈴木由美子 君
6 番 星川 薫 君 7 番 青野 隆一 君

【大石田町選出議員】

1 番 大野 達也 君 2 番 川崎 義治 君 8 番 村形 昌一 君
9 番 小玉 勇 君 10 番 芳賀 清 君

◎欠席議員（0 名）

◎地方自治法第 121 条の規定による説明のための出席者

管理者	結城 裕 君
副管理者	庄司 中 君
会計管理者	吉野 真広 君
代表監査委員	門脇 誠一 君
幹事 市環境エネルギー課長	間宮 明 君
幹事 町まちづくり推進課長	大山 和彦 君
幹事 町建設課長	大沼 進悟 君
事務局長	三宅 良文 君
管理課長	小野 昭弘 君
上下水道課長	森 雅之 君
環境衛生課長	八鍬 忠史 君

◎議長（星川 薫議員）

皆さん、おはようございます。これより、令和7年10月定例会を開会いたします。出席議員も定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。本日の会議は、タブレットに掲載しております議事日程第1号によって進めます。

まず、日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、7番 青野隆一議員、8番 村形昌一議員、9番 小玉 勇議員、以上の3名を指名いたします。

次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長 鈴木由美子議員。

◎議会運営委員長（鈴木由美子議員）

おはようございます。議会運営委員会の審議の結果について、ご報告申し上げます。令和7年9月22日に招集告示になりました、今定例会に係る議会運営委員会を、去る10月15日、午前9時30分より、環境衛生事業組合会議室において開会いたしました。当局から、事務局長、管理課長の出席を求め、提出議案の概要を聴取し、会期及び議事日程について慎重に審議を行ったところです。

その結果、今定例会の会期については、皆様方のタブレットに掲載しております会期・議事日程表のとおり、本日1日とすることに、意見の一致をみた次第です。何とぞ、当委員会の決定に対し、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、

ご報告といたします。

◎議長（星川 薫議員）

お諮りいたします。今定例会の会期は、ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本日1日とすることに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

ご異議なしと認めます。よって、今定例会の会期は、本日1日とすることに決しました。

次に、日程第3、諸般の報告であります。この際、事務局長をして、報告いたさせます。

事務局長。

◎事務局長（三宅良文君）

命により、ご報告申し上げます。諸般の報告に関する資料は、タブレットの令和7年10月23日、10月定例会フォルダに掲載してありますので、お開き願います。

はじめに、監査委員より、議長宛に令和7年8月から9月までに実施いたしました、例月出納検査につきまして、地方自治法第235条の2第3項の規定により報告がありました。その写しを掲載しておりますので、例月出納検査結果報告をご参照お願いいたします。

次に、有限会社かんきょうクリーン公社の令和6年度決算に係る定時株主総会の写しを掲載いたしておりますので、ご参照お願いいたします。

次に、本年4月1日から本日までの、組合議会関係の事務処理報告書を掲載いたしておりますので、併せてご参照お願いいたします。以上で報告を終わ

らせていただきます。

◎議長（星川 薫議員）

以上で、諸般の報告を終わります。

次に、議案の上程を行います。日程第4、認第1号、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第12、議第16号、令和7年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合公共下水道事業会計補正予算（第1号）についてまでの9案件を一括上程いたします。この際、管理者より提案理由の説明を求めます。管理者。

◎管理者（結城 裕君）

皆さん、おはようございます。提案理由の説明に先立ちまして、各事業の概要について説明申し上げます。

はじめに、塵芥処理関係について申し上げます。各家庭から排出されるごみの量と、環境衛生センターに直接搬入されるごみの量は、ここ数年ゆるやかな減少で推移しております。ごみ焼却施設は平成15年3月の稼働から22年が経過しており、主要な建屋は46年を迎えようとしております。また、リサイクルプラザについても、平成13年2月の稼働から24年が経過しており、両施設とも老朽化が進行しております。このことから、新たなごみ処理施設の整備に向け、現在、事業者選定を行っており、令和11年7月の稼働開始を目指してまいります。白鷺最終処分場については、今後も県内にある民間の一般廃棄物埋立地への外部委託を継続しながら、さらなる最終処分場の延命化に努めてまいります。

次に、し尿処理関係について申し上げ

ます。し尿処理施設については、平成28年11月に汚泥再生処理センターとして稼働して8年が経過しております。生物脱窒素処理による高度処理を加え、放流水の水質向上、周囲への臭気対策も万全な施設として稼働しております。今後も、適切な維持管理に努めてまいります。

次に、水道事業について申し上げます。水道事業については、経費の縮減と効率的な投資による健全経営に努め、安全で良質な水の安定供給を図ってまいります。施設の建設改良については、鷹巣地内県道の流雪溝工事に伴い、配水管布設替工事を実施いたしました。

また、尾花沢市新町地区の老朽管の更新も行いました。今後とも残存する石綿セメント管をはじめとする老朽管の更新事業を行い、災害に強い施設整備に努めてまいります。

次に、下水道事業について申し上げます。公共下水道事業については、令和6年度において、新たに1.14haの供用を開始しました。このことから、供用開始区域は368.31haとなり、認可区域内における整備率は80.3%、水洗化率は92.8%になっております。今後とも更なる加入促進を図り、生活環境の保全に努めてまいります。施設整備については、厳しい財政状況を踏まえ、関係機関と連携を取り、効率的に事業を進めてまいります。

また、令和2年4月1日より、地方公営企業法を適用し、公営企業会計に移行しております。経営健全化に資する企業の経済性を発揮し、公共の福祉のより一

層の増進に努めてまいります。

以上が、各事業の概要になります。議員各位におかれましては、今後とも当組合の事業推進に対し、ご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、提出議案についてご説明申し上げます。まず、認第1号、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを申し上げます。歳入歳出予算現額8億8,915万5,000円に対して、歳入決算額は、8億9,362万1,235円であり100.5%の収入率となっております。歳出決算額は、8億6,799万6,272円であり、97.6%の執行率になります。従って、歳入歳出差引額は、2,562万4,963円となり、翌年度に繰り越すべき財源が281万6,000円であることから、実質収支額は2,280万8,963円となります。

次に、認第2号、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計決算の認定についてを申し上げます。

はじめに、収益的収支を申し上げます。収入決算額は、4億7,510万4,439円であり、支出決算額は、4億3,206万3,603円となります。消費税及び地方消費税を除いた損益計算書における当年度純利益は、2,351万9,130円となる決算内容です。

次に、資本的収支について申し上げます。収入決算額は、7,693万6,342円であり、支出決算額は、3億4,817万4,605円となります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2億7,123万8,263円には、補てん財源を充当いたしました。

次に、認第3号、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合公共下水道事業会計決算の認定についてを申し上げます。

はじめに、収益的収支を申し上げます。収入決算額は、3億9,978万4,662円であり、支出決算額は、3億9,064万6,505円となります。消費税及び地方消費税を除いた損益計算書における当年度純利益は、1,284万7,211円となる決算内容です。

次に、資本的収支について申し上げます。収入決算額は、3億5,868万1,000円であり、支出決算額は、3億8,154万4,491円となります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、2,286万3,491円には、補てん財源を充当いたしました。

次に、認第4号、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定についてを申し上げます。

はじめに、収益的収支を申し上げます。収入決算額は、6,714万5,584円であり、支出決算額は、6,272万303円となります。消費税及び地方消費税を除いた損益計算書における当年度純利益は、404万3,645円となる決算内容です。

次に、資本的収支について申し上げます。収入決算額は、8,001万1,900円であり、支出決算額は、8,285万1,388円となります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、283万9,488円には、補てん財源を充当いたしました。

次に、認第5号、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合大石田町特

定環境保全公共下水道事業会計決算の認定についてを申し上げます。

はじめに、収益的収支を申し上げます。収入決算額は、4,618万6,220円であり、支出決算額は、4,175万1,850円となります。消費税及び地方消費税を除いた損益計算書における当年度純利益は、487万7,526円となる決算内容です。

次に、資本的収支について申し上げます。収入決算額は、2,145万1,000円であり、支出決算額は、2,855万690円となります。資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額、709万9,690円には、補てん財源を充当いたしました。

以上が決算議案5案件の説明ですが、詳細については後ほど代表監査委員より報告があります。

次に、議第13号、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業剰余金の処分についてであります。当年度未処分利益剰余金は、1億1,451万9,130円となります。このうち、減債積立金に1,300万円、建設改良積立金に1,051万9,130円を積立し、資本金へ9,100万円を組み入れて処分するもので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の議決を求めます。

次に、議第14号、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合大石田町特定環境保全公共下水道事業剰余金の処分についてであります。当年度未処分利益剰余金は、544万6,461円となります。このうち、減債積立金に487万7,526円を積立し、資本金へ56万8,935円を組み入れて処分するもので、地方公営企業法第32条第2項の規定により、議会の

議決を求めるものです。次に、議第15号、令和7年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計補正予算(第2号)であります。既定の歳入歳出予算の総額に、それぞれ446万1,000円を追加し、予算の総額を8億7,951万7,000円とするものです。歳出については、最終処分場汚泥脱水機分解整備工事の追加をお願いするものです。歳入については、繰越金により予算を調製するものです。

次に、議第16号、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合公共下水道事業会計補正予算(第1号)であります。公共下水道事業会計予算、第3条に定めた支出の予定額に、110万円を追加し、予定額を4億611万8,000円とするものです。降雪前に、下水道のマンホール修繕を行うため、管渠費への追加をお願いするものであります。

以上が今定例会に提案いたしました議案の概要です。審議の過程において必要に応じて関係課長より説明いたしますので、慎重なる審議の上、原案どおりご可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

◎議長(星川 薫議員)

次に、監査委員より各会計の決算及び公営企業経営健全化に関する審査意見書が提出されておりますので、その説明を求めます。監査委員。

◎代表監査委員(門脇誠一監査委員)

おはようございます。監査委員を代表しまして、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合決算及び公営企業経営健全化審査の経過と結果についてご報告申し上げます。

審査の対象は、審査意見書の目次に記載しているとおり、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計歳入歳出決算、水道事業会計決算、公共下水道事業会計決算、尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計決算、大石田町特定環境保全公共下水道事業会計決算及び公営企業経営健全化についてです。審査は、去る令和7年9月1日に行ったところです。審査の方法ですが、令和7年8月15日付をもって管理者から審査に付された当該決算書について、関係書類と照合するとともに、関係職員からの説明聴取を行いました。例月出納検査の結果を参考にし、法令その他の規定に従って処理されているか、また予算の執行が適正であるか、計数は正確であるかに主眼を置いて審査を行いました。

審査の結果について申し上げます。審査に付された各会計の決算及び関係書類は、関係法令に準拠して処理されており、計数は関係諸帳簿等と符合しており、かつ正確でありました。よって、予算の執行と財政運営は適正であると認められました。

次に、審査結果の概要について申し上げます。まずは、一般会計です。審査意見書の2ページをお開き願います。予算現額は、8億8,915万5,000円であり、歳入決算額は、8億9,362万1,235円となり、予算現額に対する収入率は、100.5%となります。また、歳出決算額は、8億6,799万6,272円となり、予算現額に対する執行率は、97.6%となります。この結果、歳入歳出差引額は、2,562万4,963円となり、翌年度へ繰り越すべき

財源が281万6,000円であることから、実質収支額は、2,280万8,963円となります。更に、前年度の実質収支額1,511万6,199円を控除した単年度収支額は、769万2,764円の黒字となっております。本会計における主な収入財源は、尾花沢市・大石田町からの分担金等で、86.4%を占めております。歳出決算額の構成比率は、事業費が84.2%、公債費が10.8%、総務費が4.9%、議会費が0.1%の順となっております。

審査意見書の7ページをお開き願います。歳出決算の内訳を性質別経費比率で申し上げます。消費的経費が81.6%、公債費が10.8%となっております。

以上が令和6年度一般会計審査結果の概要になります。稼働開始から22年が経過したガス化溶融施設と24年が経過したりサイクルプラザについては、施設の設備性能が老朽化するなか各施設状況に応じた入念な維持管理修繕を行い、適切な一般廃棄物の処理、資源再生の取組みが行われております。また、ごみ処理施設整備事業に関しては、財政計画を策定し構成市町との調整を図りながら、施設整備に向けた事業者選定支援業務等が行われております。関連する白鷺最終処分場においても、焼却残渣、不燃残渣の埋め立て処理を民間最終処分場に委託し減容化に努めながら施設の延命化が進められております。

また、平成28年10月に竣工した汚泥再生処理センターについては、適正な運転管理により安定した高度処理が行われております。なお、各施設の管理運営についても、これまで同様に業務委託等

を推進しながら、既存施設の延命化に向けた修繕整備等を行っており、概ね健全に運営されているものと伺えます。人口減少等により財政状況の厳しいなか、ごみ処理施設整備に係る大規模事業も控えております。構成市町との連絡を密にしながら、市民町民の安全安心な生活環境保全のためより一層の英知と努力を望むものであります。

次に、水道事業会計決算の審査結果について申し上げます。審査意見書の13ページをお開き願います。まず、収益的収支決算について申し上げます。収入については、予算額4億7,827万5,000円に対して、収入決算額は、4億7,510万4,439円であり、予算額に対する執行率は、99.3%となっております。次のページになります。支出については、予算額4億5,485万3,000円に対して、支出決算額は、4億3,206万3,603円であり、予算額に対する執行率は、95.0%となっております。

次のページになります。資本的収支について申し上げます。収入については、予算額9,000万円に対し、収入決算額は、7,693万6,342円であり、予算額に対する執行率は、85.5%となっております。支出については、予算額3億6,080万6,000円に対し、支出決算額は、3億4,817万4,605円であり、予算額に対する執行率は、96.5%となっております。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が、2億7,123万8,263円となります。この不足額を、過年度分損益勘定留保資金766万3,940円、当年度分損益勘定留保資金1億

5,342万8,989円、減債積立金4,800万円、建設改良積立金4,300万円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,914万5,334円で補てんされております。また、経営及び財政状況については、配布している審査意見書のとおりでありますのでご参照ください。

以上が令和6年度水道事業会計決算の概要になります。本年度の給水普及状況は、給水戸数5,163戸、給水人口14,619人で普及率は99.6%となります。また、年間配水量は2,285,051 m^3 、同有収水量は1,782,622 m^3 で有収率が78.01%となっております。本年度の事業執行状況を見ますと、老朽管更新事業をはじめ、他事業に伴う配水管更新事業や、漏水調査などが実施されており、適切に水道施設の管理が行われていると伺えます。また、水道事業の収益状況においては、有収水量や給水人口の減少に加え、節水意識の定着、物価高騰による景気の停滞感に伴い、水需要の低迷は今後も続くと思われ、楽観視できない状況にあります。一方、未収金対策については滞納整理が計画的に行われております。公平性の観点から更なる取組みを望むものです。今後の事業については、老朽管更新事業に加え、令和2年7月の豪雨災害による給水区域全域断水を教訓とした災害に強い施設の構築が求められます。事業の維持推進には多額の経費が伴います。可能な限り節減に努めるとともに、財源の適正化による安全・安心で持続可能な事業運営を強く要望するものであります。

次に、公共下水道事業会計決算の審査

結果について申しあげます。審査意見書の 28 ページをお開き願います。まず、収益的収支決算について申し上げます。収入については、予算額 4 億 395 万 2,000 円に対して、収入決算額は、3 億 9,978 万 4,662 円であり、予算額に対する執行率は、99.0%となっております。支出については、予算額 4 億 395 万 2,000 円に対して、支出決算額は、3 億 9,064 万 6,505 円であり、予算額に対する執行率は、96.7%となっております。

次のページになります。資本的収支について申し上げます。収入については、予算額 4 億 636 万 8,000 円に対し、収入決算額は、3 億 5,868 万 1,000 円であり、予算額に対する執行率は、88.3%となっております。支出については、予算額 4 億 3,998 万 3,000 円に対し、決算額は、3 億 8,154 万 4,491 円であり、予算額に対する執行率は、86.7%となっております。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が、2,286 万 3,491 円となります。この不足額は、当年度分損益勘定留保資金で補てんされております。また、経営及び財政状況については、配布している審査意見書のとおりでありますのでご参照ください。

以上が令和 6 年度公共下水道事業会計決算の概要になります。本年度の業務状況は処理区域内人口 8,502 人となり、区域内人口は 159 人の増加、水洗化人口は 21 人の減少となりました。水洗化率は 92.8%で前年度よりも 2.1 ポイント減少となりました。また、年間総汚水処理量は 759,498 m³と 23,466 m³の増、同有収水量は 703,208 m³で 6,176 m³の

減少となっております。今後も事業計画に基づいて整備を進めていく地区がある中で、限られた財源で効率の良い整備を行うことが必要となります。加えて、収入を増やすために受益者負担金の未納の回収や、普及促進への有効な取り組みと料金未収を発生させない努力を強化されるよう望むものです。事業経営においては、公営企業会計移行当初からの欠損金があるため、次年度以降の更なる経営改善を期待します。

次に、尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計決算の審査結果について申しあげます。

審査意見書の 42 ページをお開き願います。まず、収益的収支決算について申し上げます。収入については、予算額 6,898 万 6,000 円に対して、収入決算額は、6,714 万 5,584 円であり、予算額に対する執行率は、97.3%となっております。支出については、予算額 6,898 万 6,000 円に対して、支出決算額は、6,272 万 303 円であり、予算額に対する執行率は、90.9%となっております。

次のページになります。資本的収支について申し上げます。収入については、予算額 1 億 1,275 万 8,000 円に対し、収入決算額は、8,001 万 1,900 円であり、予算額に対する執行率は、71.0%となっております。

支出については、予算額 1 億 1,741 万 7,000 円に対し、決算額は、8,285 万 1,388 円であり、予算額に対する執行率は、70.6%となっております。

この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が、283 万 9,488 円

となります。この不足額は、当年度分損益勘定留保資金で補てんされております。

また、経営及び財政状況については、配布している審査意見書のとおりでありますのでご参照ください。

以上が令和 6 年度尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計決算の概要になります。本年度の業務状況は、処理区域内人口が 90 人、水洗化人口が 90 人となり、前年度と比べて区域内人口は同数、水洗化人口が 3 人増加し、水洗化率が 100.0%となりました。年間総汚水処理量は 71,347 m³で 10,927 m³の増加で、同有収水量は 59,571 m³で 895 m³の増加となりましたが、有収率においては 83.5%となり、13.6 ポイントの減少となっております。面的整備が完了していることから、ストックマネジメント計画を基にした維持管理及び更新の時代に入ったと伺っております。限られた財源を有効に活用して適正な施設管理をお願いするものです。

次に、大石田町特定環境保全公共下水道事業会計決算の審査結果について申し上げます。審査意見書の 56 ページをお開き願います。まず、収益的収支決算について申し上げます。収入については、予算額 4,642 万 7,000 円に対して、収入決算額は、4,618 万 6,220 円であり、予算額に対する執行率は、99.5%となっております。支出については、予算額 4,642 万 7,000 円に対して、支出決算額は、4,175 万 1,850 円であり、予算額に対する執行率は、89.9%となっております。

次のページになります。資本的収支について申し上げます。収入については、予算額 2,335 万 1,000 円に対し、収入決算額は、2,145 万 1,000 円であり、予算額に対する執行率は、91.9%となっております。支出については、予算額 2,987 万円に対し、決算額は、2,855 万 690 円であり、予算額に対する執行率は、95.5%となっております。この結果、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額が、709 万 9,690 円となります。この不足額を、当年度分損益勘定留保資金 653 万 755 円、減債積立金 56 万 8,935 円で補てんされております。また、経営及び財政状況については、配布している審査意見書のとおりでありますのでご参照ください。

以上が令和 6 年度大石田町特定環境保全公共下水道事業会計決算の概要になります。本年度の業務状況は、処理区域内人口が 624 人、水洗化人口が 586 人となり、前年度と比べて区域内人口が 211 人、水洗化人口が 127 人減少しました。年間総汚水処理量は 51,522 m³で 5,878 m³の減少となり、同有収水量は 51,326 m³で 334 m³の減少、有収率は 99.6%で 9.6 ポイントの増加となっております。事業計画に対する整備率は 100%で整備は完了しております。今後は維持修繕費が継続的にかかると考えられます。人口減少により使用料収入は漸減傾向をたどると思われれます。少しでも収入を増やすために普及促進への取り組みと料金未収を発生させない努力を強化されるよう望むものです。経営状況において損益は黒字となっております。次年

度以降につながる更なる経営努力を強く要望致します。

審査意見書の 68 ページをお開き願います。令和 6 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合公営企業経営健全化審査の結果について申し上げます。審査に付された、水道事業会計、公共下水道事業会計、尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計及び大石田町特定環境保全公共下水道事業会計の資金不足比率と、その算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されていると認められます。審査の概要を申しあげますと、4 会計とも資金不足額がないため、資金不足比率は算定されませんでした。なお、詳細につきましては、配布している審査意見書のとおりでありますので、ご参照願います。

以上、令和 6 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計、水道事業会計、公共下水道事業会計、尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計及び大石田町特定環境保全公共下水道事業会計並びに公営企業経営健全化審査結果についてご報告申し上げました。説明不足の点については、審査意見書を以てご了承をお願いする事とし、審査結果の報告とさせていただきます。

◎議長（星川 薫議員）

次に、日程第 13、一般質問を行います。発言通告のあった方は、4 番 菅藤昌己議員、以上 1 名であります。なお、質問及び答弁を含め 1 議員 1 時間の持ち時間となりますので、質問に対する当局側の答弁は、質問者の時間制約もありますので、ご協力お願いいたします。

4 番 菅藤昌己議員の発言を許します。菅藤昌己議員。

◎4 番（菅藤昌己君）

令和 7 年 10 月の尾花沢市大石田町環境衛生事業組合議会の一般質問を、先の通告のとおり、一般質問をさせていただきます。

大まかに 2 つのことについて質問いたします。環境衛生事業組合では初めてでございますので、内容的には、先に議会や各議員会等で、お答えになったことがあるかと思えます。これについては、ご了承願いたいと思えます。

今回のごみ処理施設整備事業については、これまで、またこれからの最大の事業ではないかというふうに思っております。将来、人口動態が目まぐるしく変化する中、25 年には、両市合わせて 1 万人を切る予測もあります。つまり、おおよそ半分になるというところでございます。その時、この処理施設が将来の負担にならないように願うものでございます。ぜひ、使いやすく、年間の維持費も軽減でき、環境に優しいごみ処理施設の建設を願うものでございます。

この事業の時系列、経過報告や決算書を見させていただいて、平成 29 年 10 月に全員協議会にて現況を説明が最初のようにあります。それから 10 年が過ぎております。もっとこの事業の実施は早めにできなかったのかというふうに実感しているところでございます。

それではまず、ごみ処理施設建設工事についてご質問したいと思います。まず、令和 6 年度の説明から今年度に入りまして、6 億円増加しまして、106 億円の

事業費となつてございます。その経過と内訳についてお伺いしたいと思います。

次に、事業方式で施工業者の事前アンケートを実施してございます。14社にアンケートを行い、3社が回答し、11社が辞退してございます。前の話ではありますけれども、14社の選定基準はどうなっているのか、また、このアンケートを何回行ったのか、お伺いしたいと思います。3点目、返済計画ですが、過疎債等を利用し、尾花沢市大石田町では、両方とも借り方は違うかと思ひますけれども、多分、5年据え置き30年ではないかと推測しております。事業費の補助金と過疎債を使えば、前に説明のあった通りですが、補助残の3割が返済額となります。利息パーセントと利息の総額を教えてくださいと思ひます。借りるのは、両市町村ではありますけれども、相当な利子を支払うのではないかとこのうふうに推測しております。

次に、市民町民への説明、また、舟形町への説明でございませう。本年7月27日に環境3Rイベントインサルナートで午前午後と、市民町民の参加者が非常に少ないものであったというふうにお伺いしております。私も午前中参加いたしました。100億を越す事業を実施するに關心が少ないのか、非常に残念でなりません。先日、舟形町の友人に、この事業知っていますか、と聞きました。そうしたら、わからないなということでお伺いしました。法的に更新の手続きはどこまでするのか、これまでの時系列の表には、舟形町のことがありませんでした。舟形町への説明はどうなっているのか、お伺いし

たいと思ひます。

次に、現在、プロポーザルの進捗状況は、提案書類の受付を締め切り、委員の方に、提案書の内容確認作業中かと思ひます。確認作業と基礎審査内容についてお伺いしたいと思います。

5点目、選定委員会設置要領の第4条4項の事実評価委員会とあります。この構成メンバーはどうなっているのか、また開催実績についてお伺いしたいと思います。

7点目、計画の中にエネルギー回収廃棄物処理施設の予熱利用の活用内容と、地元地域への還元についてお伺いしたいと思います。

大きい質問の2点目でございます。ごみの再資源化についてお伺いします。現在、ペットボトルですが、資源化率と焼却処分のパーセントについて、どうなっているのかお伺いします。また、空き缶を潰して出すことの是非、そしてこれから建設する機械は、両方ともペットボトルも空き缶も潰して出すことが可能なのかお伺いしたいと思います。やはり袋に潰して入れれば、それなりの量が入るのではないかなというふうにお伺いするところでございませう。

再質問につきましては、自席で答弁により質問させていただきます。壇上からの質疑は以上となります。どうもありがとうございます。

◎議長（星川 薫議員）

管理者。

◎管理者（結城 裕君）

菅藤議員からは大きく2つのご質問をいただきました。順次お答えをいた

します。

初めに、ごみ処理施設整備事業について 7 点のご質問にお答えを申し上げます。1 点目の事業費の関係でございますが、さる令和 7 年 2 月 14 日に国土交通省より、令和 7 年度労務単価が公表され、今後も建設物価は上昇するとの判断から、事業費の見直しを行ったものでございます。具体的には、本体工事費につきまして、令和 6 年 7 月財政計画策定時の 99 億 8,800 万円、その財源内訳として、交付金 22 億 1,400 万円、過疎債特別分 77 億 100 万円、一般財源 7,300 万円に、建設物価上昇分、6%を加味して、本体工事費を 105 億 8,700 万円としたものであり、財源内訳は、交付金 23 億 4,700 万円、過疎債特別分 81 億 6,700 万円、一般財源 7,300 万円としたところでございます。なお、本体工事は性能発注のため、図面発注と違い、積み上げ積算による、いわゆる設計書はありませんので、ご了解をお願いいたします。

また、事業全体の詳細な内訳については、令和 7 年 2 月 28 日開催の衛生常任委員会並びに令和 7 年 3 月 17 日開催の議員全員協議会におきまして、ごみ処理施設整備費（見込）算出資料に基づき説明させていただいたところでございますので、ご確認をお願いいたします。

2 点目のアンケートの関係でございますが、アンケート調査につきましては、施設整備基本計画策定時に 2 回実施しております。その結果についてですが、第 1 回目のアンケート結果につ

いては、令和 4 年 7 月 28 日開催の衛生常任委員会並びに令和 4 年 10 月 4 日開催の議員全員協議会において内容を報告させていただきました。

また、第 2 回目のアンケート結果につきましては、令和 6 年 2 月 28 日開催の衛生常任委員会並びに令和 6 年 3 月 18 日開催の議員全員協議会において内容を報告させていただきました。その後、施設整備基本計画として取りまとめ、令和 6 年 4 月 1 日、本組合ホームページにおいて公表をさせていただきました。

また、アンケート依頼先についてのお尋ねであります。施設整備基本計画は、本組合にとって重要な計画であるため、依頼先については、ごみ焼却施設を中心として納入実績が豊富なプラントメーカー 14 社を対象としてアンケートを依頼いたしました。なお、具体的な選定基準でございますが、本アンケートは、事業方式を問う内容も含まれるため、近年全国で採用の増えている DBO 方式の受注実績を有する 14 社といたしております。

3 点目の過疎債の関係でございますが、去る令和 7 年 3 月 21 日、本組合 3 月定例会におきまして、ごみ処理施設建設工事に係る 106 億円の債務負担行為が、全会一致で可決させていただきました。その後、この件に関しまして、市町民の皆様に分かりやすくお知らせしなければならぬという観点から、本組合議会議長及び副議長と協議をさせていただき、本工事に係る起債償還のイメージにつきまして、過疎債特別分

は償還額に対して 7 割が交付税算入されるため、実質負担は 3 割で済みますという内容で本組合ホームページに掲載させていただいた経過がございます。

なお、本資料につきましては、さる 7 月 27 日、サルナートで開催したかんきょう 3R イベントでも説明資料として使用させていただきました。議員お尋ねの償還額のうち利息の部分であります。令和 7 年 2 月時点の試算におきまして、5 年据え置き 30 年償還の金利は、2.0%であります。結果、尾花沢市の償還額の合計は、82 億 3,000 万円であり、うち元金の総額が 59 億 8,700 万円、利息の総額は 22 億 4,300 万円あります。この償還額の合計に対しまして、7 割が交付税算入されるため、市の実質負担は 3 割で済みます。同じように、大石田町の償還額の合計は、41 億 1,400 万円であり、うち元金の総額が 29 億 9,300 万円、利息の総額は 11 億 2,100 万円あります。この償還額の合計に対して、7 割が交付税算入されるため、町の実質負担は 3 割で済みます。試算の結果につきましては、以上でございます。

続きまして、4 点目の舟形町への説明経過でございますが、令和 4 年 7 月 28 日開催の衛生常任委員会並びに令和 4 年 10 月 4 日開催の議員全員協議会におきまして状況を報告させていただきましたが、令和 3 年 7 月 29 日に舟形町役場を訪問させていただき、ごみ処理施設整備事業の説明を行いました。その後、令和 4 年度には、生活環境影響調査実施の説明、令和 5 年度には、用地測量

実施の説明をそれぞれ行い、その後、舟形町立合いのもと境界を決定させていただきました。また、本組合条例に基づき、生活環境影響調査縦覧等の手続について、事前協議が必要なことから、公文書による協議を行ったところでございます。舟形町への説明経過につきましては、以上でございます。

5 点目、6 点目のプロポーザルの関係でございますが、事業者選定委員会につきましては、令和 7 年 1 月 14 日開催の衛生常任委員会並びに令和 7 年 2 月 17 日開催の議員全員協議会におきまして資料に基づき説明させていただき、プロポーザル公告の内容、公告後の経過等につきましては、すべて本組合ホームページにおいて現在公表をしておりますので、あわせてご確認をお願いいたします。

そのうえで、プロポーザル基礎審査の内容についてであります。ごみ処理施設建設工事優先交渉権者選定基準に基づき、提案書の内容が発注仕様書に示す発注仕様を満たしているか、提案書全体について、同一事項に対する 2 通り以上の提案又は提案事項間の齟齬、矛盾等がないかを中心に審査をするものであり、本組合において実施する審査でございます。

また、お尋ねの事業者選定委員会のメンバーについては、ごみ処理施設建設工事公募要領の中で、委員長に尾花沢市副市長、副委員長に大石田町副町長、委員として県内 3 組合の廃棄物処理施設技術管理者の、以上 5 名で構成しております。事業者選定委員会の開

催実績につきましては、令和 6 年度中に 3 回の実績がございます。具体的には、第 1 回が令和 6 年 12 月 17 日で、議題の中心は、優先交渉権者選定基準の審議であります。第 2 回が令和 7 年 1 月 29 日で、議題の中心は、公募要領、優先交渉権者選定基準及び発注仕様書の審議であります。第 3 回が令和 7 年 3 月 27 日で、議題の中心は、公募要領、優先交渉権者選定基準及び発注仕様書の確認、並びに様式集、リスク管理方針書及び建設工事請負契約書(案)の審議であります。なお、令和 7 年度においては、2 回の開催を予定しております。プロポーザル関係については、以上でございます。

7 点目の余熱利用の関係でございますが、施設整備基本計画や市報町報でもお知らせしておりますとおり、焼却時に発生する余熱につきましては、夏は冷房、冬はロードヒーティングに活用をする計画としております。なお、それ以外で地元地域への還元の考えがあるかとのお尋ねであります。本組合の場合は、施設規模が小さく、施設内での利用が精一杯ですので、その考えはありません。

次に、ごみの再資源化についてお答えを申し上げます。議員からは、3 点の質問事項をいただいておりますので、順次お答えいたします。

1 点目のペットボトルの関係でございますが、直近 3 カ年におけるペットボトルの平均資源化率は 78%、焼却処理率は差し引きの 22%となっています。尾花沢市大石田町環境衛生事業組合に

おいては、ペットボトルの水平リサイクルを実施し、厳しい基準で選別を行っております。なお、資源化率を上げるためには、ご家庭での適正な分別が大変重要と考えておりますので、引き続き周知を徹底してまいりたいと考えております。

2 点目のペットボトル資源化の基準及びつぶして出してもよいかとの質問でございますが、ごみの分け方出し方ガイドブック、この 6 ページにも記載されておりますが、ペットボトルを資源として有効利用するためには、ご家庭で、キャップとラベルを取り外して、水で軽く中をすすいで青色の指定袋に入れていただき、ペットボトルの収集日に衛生ステーションに出していただくことで、資源として有効利用されることとなります。汚れているペットボトルや破損したペットボトルは資源として有効利用することができません。

また、本組合のリサイクルプラザでは資源化できるペットボトルを手作業で選別し、その後ペットボトル圧縮機で圧縮梱包してリサイクル業者へ引き渡しておりますが、ペットボトル圧縮機で圧縮するとき、つぶれたペットボトルであると、ペットボトル同士がうまく噛み合わず崩れやすくなるため、つぶさずに袋に入れるよう市民町民の方々にお願いしております。

一方で、新たなごみ処理施設では、つぶしたペットボトルでも崩れずに圧縮梱包ができる機器を導入してまいりますので、これにあわせたとごみの出し方について、新施設稼働にあわせて、今後

周知させていただく予定であります。

3 点目の空き缶をつぶして出してよいかとのご質問でございますが、ごみの分け方出し方ガイドブック 6 ページにも記載されておりますが、ご家庭で、中身を空にし青色の指定袋に入れていただき、缶・金属類の収集日に衛生ステーションに出していただくことで資源として有効利用されます。本組合のリサイクルプラザでは空き缶を破砕機で細かく砕き、磁選機で鉄を、アルミ選別機でアルミを分別回収いたしますので、空き缶がつぶれていてもつぶれていなくても、特に支障はなく、資源として有効利用することができます。

一方で、新たなごみ処理施設では、空き缶を破砕機で細かく砕くことはしないで、そのままプレスする機器を導入してまいりますので、空き缶については、軽くつぶす程度であれば対応可能でありますので、新施設稼働にあわせ、ごみの出し方について、今後周知していく予定でございます。以上、私からの答弁とさせていただきます。

◎議長（星川 薫議員）

菅藤昌己議員。

◎4 番（菅藤昌己君）

ご丁寧なご回答ありがとうございます。それでは、暫時、再質問させていただきます。ごみ処理施設の建設工事の 6 億増については、6%の国の物価等の指導により、6%かけたところでの回答であったかと思えます。だとすれば、単純に全てに 6%かけていいのか、普通であれば、もっと積算しながら、仕様書を吟味しながら、この額を積

算するのかなとと思っているんですけども、その点についてはいかがなんでしょうか。

◎議長（星川 薫議員）

環境衛生課長。

◎環境衛生課長（八鍬忠史君）

菅藤議員のご質問にお答えします。廃棄物関係の積算につきましては、環境省で出しております、入札契約の手引きというのがございます。事業費はその手引きに応じて積算する必要がございます。その積算する方法ですけども、一つは類似施設の情報収集を行い、これを分析します。あともう一つは、そこからの建設物価上昇分を見ます。それをもって積算しなさいというマニュアルになってございますので、当組合では環境省で出している入札契約の手引きに基づいてやっておりますので、菅藤議員のイメージはですね、普通の一般的な図面発注の工事をイメージしていらっしゃると思えますけれども、今回の我々の工事というのは、性能発注と言いまして、設計書はありません。あと、図面もありません。あるのは、仕様書という、分厚い電話帳くらいの厚さのものと、あと予定価格書しかございませんので、あくまでも、環境省の入札契約の手引きに応じた事業費の算定ということを行っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（星川 薫議員）

菅藤昌己議員。

◎4 番（菅藤昌己君）

プロポーザルのやり方で、それは仕方ないのかなと思えますけれども、当初の

試算するに、今回は6億が6%増だということにかけたわけですが、当初の99億、100億近い額がありましたけれども、その積算については、やはり相当詳細な仕様書がないと、額が弾けないのかなというふうに常々思っているところなんです。ですから詳細な仕様書を作るにあたって、どのような積算したのかと、非常にそこも知りたかったところなんです。例えば100億の積算をしたわけですが、その額の積算方法として、それが妥当なのかどうかと、それがどのように積みあがっていったかということをお伺いしたいんですけれども。

◎議長（星川 薫議員）

環境衛生課長。

◎環境衛生課長（八鍬忠史君）

再度確認のため、説明させていただきます。この事業は、積み上げによる積算ということとはしません。あくまでも類似施設の実績、あと、もし参考にするのであれば、先ほどメーカーアンケートということございましたけれども、それで提示される見積、これを参考にしながら、事業費については、すべて環境衛生事業組合、発注担当課である環境衛生課のほうで計算をしておりますので、あくまでもそれが妥当かという部分の判断については、先ほど説明いたしました、あくまでも類似施設の事業費、他の事業体がどれくらいの事業費で見ているか、こういうのも参考にしながら、我々の財政計画の数字はできております。以上でございます。

◎議長（星川 薫議員）

菅藤昌己議員。

◎4番（菅藤昌己君）

了解しました。基本的には類似施設のそういうものを参考にしたというところで理解したいと思います。プロポーザルについては、非常に難しいことがあるのかなと。私も、こういう大掛かりなプロポーザルについては、ちょっと理解していない点があるんですけども、そういう積み上げ方式ではないんだということで、理解したところです。

続きまして、アンケート調査、2回してございます。1回だけなのかなと思ったら2回してございますけれども、その14社にアンケートを出して、アンケートですからね、そのうち2回ともその3社しか来なかったのか、その辞退した理由なんかあれば教えていただきたいんですけども、分かる範囲内でお願いします。

◎議長（星川 薫議員）

環境衛生課長。

◎環境衛生課長（八鍬忠史君）

菅藤議員のご質問にお答えします。アンケートは、先ほど管理者から答弁がありましたように、2回実施しております。2回とも、事業者のほうにアンケートを依頼しまして、11者が辞退しまして、3者から回答をいただいております。なぜ2回に分けてアンケートをしているかという理由もございまして、一つは、やはり全国で導入が進んでおりますDBO方式、これを採用できるか、できないかという観点で、まず第1回目はアンケートを依頼しました。

結果、そういった事業費も議会のほうには説明しておりますけれども、一方で

我々にはかんきょうクリーン公社がありまして、それとの費用比較というの第 1 回目のアンケートで行っております。これも議会の皆様に説明済みですけれども、結果、やはりメーカーで考える人件費というのは、クリーン公社の 1.6 倍ぐらいございます、1 人当たりが。ですので、年間の費用にしますと、かなりの差が出てくるという結果になって、それも議会のほうに説明しておりますけれども、それをもって、まず第 1 回目はアンケート終了です。

第 2 回に向けては、やはりかんきょうクリーン公社前提とした、例えば、事業方式、DBO なり、様々な方式、これについて再度アンケートを依頼しております。結果、かんきょうクリーン公社を前提とした DBO というのはなかなか難しいという結論になりまして、結果、施設整備の事業方式については、これまでどおり、公設公営 DB 方式ということで決定した経過にございます。ですので 2 回してるんですけども、アンケート自体は一連の流れで途中経過を議会のほうにも報告しながら進めてきた経過でございます。以上でございます。

◎議長（星川 薫議員）

菅藤議員。

◎4 番（菅藤昌己君）

了解したところです。当初の 14 社が、そういうプラントメーカー 14 社だとお伺いしたんですけども、全国にプラントメーカーの、その下にあるようなメーカー、結構中小的なメーカーがあるかと思うんですけども、1 回目で 3 社、2 回目するときにもっと下に下げるとか

なんかというのはなかったんでしょうか。両方とも 3 社しか来なかったのでしょうか。お伺いします。2 回のアンケートとも 3 社しか答えがなかったのかどうか。

◎議長（星川 薫議員）

環境衛生課長。

◎環境衛生課長（八鍬忠史君）

先ほども答弁いたしましたとおり、2 回とも 3 社しか来ておりません。その 14 社の選定理由は、あくまでも DBO 方式の実績のあるところを選定しておりますので、そういったことで、ご理解をお願いいたします。

◎議長（星川 薫議員）

菅藤昌己議員。

◎4 番（菅藤昌己君）

了解したところです。続きまして、舟形町の説明ですけれども、時系列的な一覧表にはなかったんですけども、舟形町にもきちんと説明してあるということで、理解したところでございます。

本年の 7 月 27 日にかんきょう 3R イベントインサルナートということで、3R の説明と、環境衛生の事業についての説明会というところで、私も参加させていただいたんですけども、町民市民、大石田町と尾花沢で一箇所だというところで行っていただいたわけですけども、市報の連絡の案内を見させていただいたんですけども、中身的に事業の内容というよりも、3R の説明的なものがあって、表現として非常に行きにくかったのかなという感じもするんですけども、結局どれくらいの人が集まったんでしょうか。

◎議長（星川 薫議員）

環境衛生課長。

◎環境衛生課長（八鍬忠史君）

これも多分、8月臨時会の時には説明させてもらったと思いますけど、来場者はですね、合計で13名でございます。あと、今回初めて3Rイベントというのを開催させていただきました。これはなぜかと申しますと、やはり昨今、先ほど質問があったとおり、うちでやっているのはリサイクルの事業、例えばペットボトルの水平リサイクルですとか、廃食油による航空燃料の取り組みですとか、それに合わせて、国からもですね、リチウムイオン電池の分別を徹底させなさいと、火災が増えていると、そういうようなお知らせもしながら、事業を説明させていただいたところなんです。我々としては、逆にそういったことも織り交ぜながら、イベント的にさせていただいたほうが、市町民の皆様には参加いただけるのではないかなというふうに考えたところなんです。ですので、その反省点も踏まえて、今後のイベントのあり方については、内部のほうで協議していきたいと考えております。以上でございます。

◎議長（星川 薫議員）

菅藤昌己議員。

◎4番（菅藤昌己君）

ありがとうございます。やはり、市民町民に、この100億超す事業について、いろんな形で理解してもらって、説明をするということが大事なのかなと思っているところです。今の焼却炉がかなり年間1億超す修理費を毎年かけているという状況を、やはり市民町民も現地で、

ある程度見学会なんかしていただいて、理解していただくということも大切なのかなと思っているところです。これまで環境衛生の施設等ですけれども、見学会等、またいろいろな団体が見に来られたとかという、これまでの経過なんかあれば教えていただきたいですけれども。

◎議長（星川 薫議員）

環境衛生課長。

◎環境衛生課長（八鍬忠史君）

まずですね、毎年、小学校4年生を中心に、市町内の小学生ほぼ衛生センターのほうを訪れて、環境学習をやっております。あとはですね、今年、これからですけれども、尾花沢の衛連の関係の方ですかね、ごみ処理施設整備事業ではなくて、老朽化の状況を知りたいということで、我々が行って、また3Rイベントで使いましたスライドを活用し、老朽化の現状を説明しようかなと思っております。あとは、毎年ではないですけれども、市町内の婦人会の方が訪れたりしておりますので、我々としては、見学したいという方が来た場合には、日程を調整して対応をしておるところでございます。以上でございます。

◎議長（星川 薫議員）

菅藤議員。

◎4番（菅藤昌己君）

ぜひ新しい施設になれば、より市民町民に親しまれるような施設ということで、この図面なんかを見ると、公園的なものもないのかなと思ったら、なさそうな気がいたします。やはりそういうものも含めて、会議場だとそれなりの施設はあるようすけれども、もっと地域住民、

または市民町民にも親しまれるような公園的なもの、これはぜひ欲しかったなと思っています。今からはもう無理なんですけれども、今後の親しまれるような方策として何かあれば教えていただきたいんですけれども。

◎議長（星川 薫議員）

管理者。

◎管理者（結城 裕君）

我々の事業そのものは、やはり従来からお話申し上げているんですが、市町民の方々の衛生環境を整備していくという、非常に大変大きい事業でございます。そういう中で、今回施設が非常に老朽化して、毎年毎年非常に多額の費用、処理費用がかかる。なおかつ、場合によっては事故の危険があるというようなことも考え、想定できます。そういう中で、やはり市町の皆さんにご負担をかけないような、いわゆるしっかりしたごみ処理施設をやはり早急に整備していかないといけないというような思いで、今やっているところであります。

とはいいいながらも、菅藤議員からもお話があるように、また市民町民の方々からもご要望があるように、なるべく経費をかけないで、という観点でやっております。したがって、先ほど来、ご説明申し上げたとおり、できるだけ小さい規模で、しかも市町のこれから人口減少を踏まえながら、今、少なくともしっかり対応していかなければいけなくて、なおかつ将来にわたってどんどんどんどんいなくなるような施設まで整備するということではまずい。そんなことで、とにかく最小のものという観点でやっ

てきました。そして、そういう中でも少し再生可能エネルギーというか、再利用できるようなものについては、少なくとも建物の中で、何とか他の費用がかからないような工面をしていこうというところが、この施設では精一杯ということで、それ以上の部分については、なかなかやっぱり手が回らないというのが現実でありました。

とはいいいながら、今前段でお話もありましたように、今後施設が非常にきれいになって、多分、これから我々が整備した施設については見学者も多分増えてくるだろうと思います。我々も議会の皆様方と一緒に、にかほの施設を見学してきました。本当に見学者も非常に多い中で、本当にきれいにそれぞれ整備されていきました。やはりああいう形になってくると、見学者、さらには小中学生の見学場所、そして、しっかりリサイクルなども勉強していただくというような環境になるのではないかというふうに期待しているところでございます。

◎議長（星川 薫議員）

菅藤議員。

◎4番（菅藤昌己君）

了解したところです。あの施設の中に、これまでもそうですけれども、一般市民が休むようなところ、座るようなところもなかったかと思っているところでございます。これからは若干出来るかどうかは分かりませんが、それを含めてよろしくお願ひしたいなと思っておるところです。

プロポーザルの実施要領、要項の6条によりまして、優先権交渉権者を選定し

たときは、総合評価を速やかに公表するものとあるんですけれども、これはどういう形で公表するのかお伺いしたいんですけれども。優先権者の名前と点数と中身について、例えば、デザイン的なものも大きく発表するのかどうか、お伺いしたいんですけれども。

◎議長（星川 薫議員）

環境衛生課長。

◎環境衛生課長（八鍬忠史君）

菅藤議員のご質問にお答えします。速やかに公表するは、おっしゃる通り、優先交渉権者が決まりましたら、まず、ホームページのほうで決定しましたということ公表します。

その後ですね、その審査内容につきましては、審査講評という形で、もうちょっと時間がおいてから公表になるかと思えます。あと、多分、菅藤議員おっしゃっているのは、その提案書の内容とかが公表されるか、ですけれども、提案書自体は、これは著作権の関係がありますので、公表はありませんけれども、今回、そういったことでは議会の議決も必要だという観点から、提案者の方には、提案書概要版という形の公表をしてもよいものを、1部作ってくださいという、今回の発注の仕様にしていきますので、公表してもよい提案概要書は公表できると考えております。以上でございます。

◎議長（星川 薫議員）

菅藤議員。

◎4番（菅藤昌己君）

了解しました。公表できる範囲内で、速やかにお願いしたいなと思っています。先ほど申し上げた市民町民への説明

会ですけれども、そうした市報町報にも、それなりのあれが出ましたけれども、やはりホームページホームページと申し上げているようすけれども、やはり、紙ベースでのそのお知らせも大事なのではないかなと思っているところです。ぜひ、いろんなかたちで決まっているような概要が出たならば、その説明会もぜひお願いしたいなと思っているんですけれども、その点いかがでしょうか。何回も言って申し訳ないんですけれども。

◎議長（星川 薫議員）

事務局長。

◎事務局長（三宅良文君）

まず、これから事業者選定、今やっているわけでございますけれども、そちらのほう決まったとしまして、工事のほう進む段階に、いろいろ工事の進捗状況等もお知らせさせていただきたいと思っております。あと、説明会とか、そういったものに関しては、今後、いろいろ随時、検討させていただきたいと思えます。

◎議長（星川 薫議員）

菅藤議員。

◎4番（菅藤昌己君）

ぜひ両市民が、理解納得するようなかたちでの説明会をお願いしたいなと思っています。大きい質問の2点目ですけれども、ごみの再資源化でございます。ペットボトルですけれども、先ほどの78%の資源化率と、あと22%は焼却しているというふうに理解いたします。だとすれば、わたしもごみ出すときに、ペットボトル洗って出すというところで、そんなに汚れているペットボトルはなさそうなんですけれども、この22%の

中身について詳細について教えていた
だきたいんですけども。

◎議長（星川 薫議員）

環境衛生課長。

◎環境衛生課長（八鍬忠史君）

はじめに 78%が高いか低いかですが、
全国的にもそれぐらいでございます。も
ちろんルールを守って出してくれる市
民町民の方が多いですけども、中には、
中身や洗わないで汚れたままとかです
ね、出てくる場合がありますので、そ
ういう部分を手で選別して、衛生センタ
ーのほうではじいている状況です。その割
合が大体 22%ですので、これは菅藤議
員おっしゃるとおり、もっと分別を徹底
すれば、上がってくる数字ですので、そ
の辺、今後も周知徹底をしてまいりたい
と考えております。以上でございます。

◎議長（星川 薫議員）

菅藤議員。

◎4 番（菅藤昌己君）

了解しました。22%というのは結構多
いのかなと。わたしも出したら衛生ステ
ーション見ますけども、だいたいの綺麗
だなという雰囲気でしたんです。それ
が 22%、2 割が焼却しているという
と、かなりの率かなと思っています。や
はり市民町民の方知らないのは、どの
程度の汚れだとはじかれるのか、利用
できないのかというのは分からないか
と思うんです。洗ってすすぐというこ
とは理解しているかと思えますけれど
も、その図示化というのは、今後とも
そういう新しい施設なっても、それが
続くのかどうか、それが 1 点と、図
示化してこういうものはダメなんだ
よというところでのお知らせっ

てのが可能かどうかお伺いたします。

◎議長（星川 薫議員）

環境衛生課長。

◎環境衛生課長（八鍬忠史君）

施設が新しくなっても、ペットボ
トルのきれいさの基準は変わらないと
思います。例えば、画像でこういった程
度とかできるかどうかは、今後、組
合、環境衛生課で吟味していきたいと
思います。以上でございます。

◎議長（星川 薫議員）

菅藤議員。

◎4 番（菅藤昌己君）

了解しました。ぜひ今後の新しい施
設については、缶もペットボトルも潰
して、処理ができるというふうに理
解して、安心したところです。ぜひそ
れも、市民町民にお知らせしていただ
ければなと思っています。ぜひ素晴
らしい施設ができることをご祈念いた
しまして、以上で私の一般質問を終
わります。ありがとうございました。

◎議長（星川 薫議員）

以上で、菅藤昌己議員の質問を打ち
切ります。これで、一般質問を終
わります。

次に、議案の審議を行います。この
際、お諮りいたします。日程第 14、
認第 1 号、令和 6 年度尾花沢市大石
田町境衛生事業組合一般会計歳入歳
出決算の認定についてから、日程第
22、議第 16 号、令和 7 年度尾
花沢市大石田町環境衛生事業組合
公共下水道事業会計補正予算（第
1 号）についてまでの 9 案件の審
議については、会議規則第 37 条第
3 項の規定により、委員会付託を
省略いたしたいと思っております。
これに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

ご異議なしと認めます。よって、9 案件の審議については、委員会付託を省略することに決しました。それでは、まず、日程第 14、認第 1 号、令和 6 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

◎議長（星川 薫議員）

青野議員。

◎7 番（青野隆一議員）

先日ですけれども、企業会計について勉強会させていただきました。ありがとうございました。私のほうから、一般会計について 2 点質問させていただきます。最初に、6 ページの 1 款 1 項 1 目、分担金についてお伺いいたします。尾花沢市の分担金についてであります。459,477 万 4000 円でございます。令和元年に比べますと、13 億 6,355 万 5,000 円、率にして 28% 増加しているという状況でございます。私もちょっと大型事業を目前に控えながら、ずいぶん上がったなというふうに思っているのですが、この上昇の原因について。

先ほど一般質問で菅藤議員からもあったんですが、今後、大型事業をしていく上で、さらに負担金、分担金というのは増加をしていくということだろうというふうに推測をされます。そうした中で、先ほど局長のほうから説明会をやっていきたいという答弁があったのですが、もう少し具体的に、納税者である市

民町民に対する、詳しい丁寧な説明というふうなものを、どのようにしていくのか、お伺いをしたいと思います。

あと 2 点目ですが、18 ページの 5 款 1 項 1 目、予備費 300 万円についてお伺いいたします。この予備費の充用についてでありますけれども、986,000 円補正をしております。そして、283 万円が不用額というふうになっておりますが、補正を行った理由についてお伺いいたします。

◎議長（星川 薫議員）

環境衛生課長。

◎環境衛生課長（八鍬忠史君）

はじめに私のほうから一般会計の分担金のほうの説明をさせていただきます。決算書、令和 5 年度の決算書と 6 年度の決算書、見比べておりますけれども、ただ、市町の分担金というのは、そんなに大きくは変わっていないかと思えます。また、青野議員おっしゃった、事業が進むとどうなるんですかというイメージですけれども、先ほど、菅藤議員からも質問あったように、過疎債は市と町で借入れをして、組合に分担金としてくるような形になりますので、やはり令和 9 年、10 年、11 年あたりは分担金がグッと増えるような形にはなろうかと思えます。その辺につきましては、また今年もですね、財政計画を作りまして、また、衛生常任委員会のほうから説明していく予定ですので、その際また詳しく説明させていただければなと思えます。予備費については、管理課長から説明いたします。

◎議長（星川 薫議員）

管理課長。

◎管理課長（小野昭弘君）

予備費についてお答えいたします。予備費ですけれども、こちらのほうについては、昨年度、プリンターが突然壊れまして、そちらのほうに充用させていただきました。

それから、給与システムのほうなんですけれども、児童手当とか定額減税ということで、そういった対応を行ったということで、そちらに対応するためということで、システムの変更等にも充当させていただきました。主なものは3点でございます。以上です。

◎議長（星川 薫議員）

青野議員。

◎7番（青野隆一議員）

ちょっと私が質問した趣旨と答弁が違うんですが、私が言ったのは、令和元年との比較ということで申し上げました。28%増加しているということでございます。前年度からはあまり変わらないんですが、この5、6年の間に、いわゆる相当28%近い上昇率になったということにつきましては、やはりですね、内容についての分析といたしますか、なぜなったのかということについては、やっぱりきちんと説明をいただきたいなと思っております。

あと、予備費の充用についてはですね、内容についてということではなくて、補正を行った理由ということでございましたので、なぜ補正を行ったのかということでありました。このことについてはですね、前年度も、実は令和5年度につきましても、14項目、168万3千を充用

して、168万3千円の補正をしております。私が言いたいのは、補正というものを予備費ですから、やる必要ないんじゃないかなということと、足りないのであれば予備費は300万円じゃなくて、当初予算で計上すべきではないかなということを含めて申し上げたかったので、これについても改めて答弁お願いします。

◎議長（星川 薫議員）

環境衛生課長。

◎環境衛生課長（八鍬忠史君）

平成元年度との比較でございますね。尾花沢市のほうを多分見ていらっしゃると思うんですが、尾花沢市の分担金には、おそらく汚泥再生を建てた時の償還にかかる部分とかが本格的に歳出にカウントなっていますので、多分その分でも増えてますし、ご存じのとおり電気代、燃料代については、平成元年度と今では違いますので、その分では増えているかと思えます。大きい理由は物価高騰分が増えているのではないかと考えております。以上です。

◎議長（星川 薫議員）

管理課長。

◎管理課長（小野昭弘君）

青野議員さんが予備費のほうをもうちょっと多くというところですけども、こちらについては、尾花沢市大石田町の財政担当のほうと今後協議しながらということで、進めさせていただきたいと思えます。やはり300万ということで、ここ数年ずっと予備費は計上しているんですけども、施設を抱えておりますので、そういったところでちょっとした故障で一気になくなってしまふとい

うところが結構ありますので、その辺も含めまして、市町の財政担当のほうと協議しながら、調整しながらということで進めていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

◎議長（星川 薫議員）

青野議員。

◎7番（青野隆一議員）

分担金の上昇については、説明あったんですが、やはり施設の老朽化なども含めながら、市で言えば一般会計の繰出金ということになろうかと思っておりますけれども、やっぱりそういった需用といたしますか、上がった事業費も含めて、やはり上昇傾向にあるのかなというのが私の分析であります。

そうした中、やはりこれから先ほど説明ありましたように、過疎債を充当しながらということでもありますけれども、やはり相当の5年据え置き30年間の分割の支払いについては、答弁あったとおり、人口減少も含めながら、やはり非常に重いものになってくるんじゃないかという争点をされます。そうした意味で、やはり説明会には18名ほど来られたという先ほどもあったのですが、私は最初にですね、やっぱり尾花沢市、あるいは大石田町の両議会に対して、やっぱりきちんとした今まであった説明をですね、まずやっぱり議会は市の代表していますので、そういった説明会をやっぱり1回、全協的な形での今の現状と今後の進め方について、ご理解いただく機会をぜひ持っていただきたいなど。

そしてもう一つは、最終的にですね、我々というよりも今の若い世代、あるい

はこれから生まれてくる子どもたちが、そういった負担をするということになりますと、一番影響が大きい若い世代の方々に対しても、どうすれば周知が可能なのかということとは、ぜひご検討いただきたいのですが、やはりそういったことが、ご理解いただけるような、その上で事業が進んでいくということが、私、理想だと思っておりますので、併せて、その旨の具体的な方法についても、ぜひご検討いただきたいなどと思っています。

先ほどあった予備費についてでありますけれども、2年間連続で補正を100万円前後を組んでおります。答弁ありましたように、やっぱりこれだけの事業をやっていると、予備費充用ということだけでは、なかなか数字的に言えば300万でいいのかどうか、お話がございました。予備費というのは、特別な場合に充用するということでもありますので、残れば残ったで全然問題ないわけでありますから、やはり充当を考えますと、今日、市長、町長さんもいらっしゃると思いますので、本組合の予備費についても少しご便宜をいただきながら、増額をして、ご理解をしていただいで、分担金という形で反映していただければなというふうに思っております。以上2点についても、ご回答があればよろしく申し上げます。

◎議長（星川 薫議員）

管理者。

◎管理者（結城 裕君）

1点目のですね、議会へのご説明ということで、市町それぞれ皆様方が代表として来ていただいているということ、そしてなおかつ、市町のほうがそれぞれこ

れからたくさん負担をしてくと、そういう点を噛み合わせてですね、今後どういう形でそれぞれのところでご説明申し上げるのかというところを具体的にちょっと調整させていただきたいというふうに思います。

あと予備費については、これはまさに考え方の違いであってですね、今青野議員がおっしゃったように、じゃあジャブジャブ積んでおこうかという考え方もあるだろうし、必要最小限にしたらという考え方も、やっぱり両極端にあらうかと思えます。やはりある程度、各年度の実績なんかも踏まえてですね、先ほど青野議員のほうからもお話があったとおり、ここ数年、補正で非常に増えてきているというようなことだとすれば、少し増額してやっていくということが必要なのかもしれない。いずれにせよ、市町、財政当局の方と今後調整してですね、どのぐらいの金額が一番適正なのかということ調整させていただきたいというふうに思います。

◎議長（星川 薫議員）

ほかにございませんか。鈴木由美子議員。

◎5番（鈴木由美子議員）

2款1項1目の使用料についてお尋ねしたいと思えます。その中の火葬施設使用料についてです。前年よりも16件ほど利用する方が減っていらっしやるということをお聞きしているんですけども、今後も人口減少に伴いまして、高齢者の方も減少していくことが予想されているようです。

一方、単身世帯とか増える中で、犬や

猫のペットの頭数も増えているのではないかと思っているんですけども、そういったときに、やはり家族のように慕ってきたペットの最後を看取るときの火葬が、尾花沢ではないのかなど。他市にはありまして、そういった需要があると思っているんですけども、こちらの組合の方針としては、今後どういうふうにお考えかなというところだけお聞きしたいと思います。

◎議長（星川 薫議員）

事務局長。

◎事務局長（三宅良文君）

今のご質問に関しましては、ペットの火葬ということによろしいわけですよ。ペットの火葬につきまして、私どもは立場としましては一部事務組合なわけです。尾花沢市と大石田町で広域で行う事務を行う立場でございます。尾花沢市なり大石田町さんで、そういった尾花沢市と大石田町で共同でやろうというお話になりまして、その上で頼む先が、ここ組合になるということであれば、まずお話できるんですけども、私どもでは自主的にそういったことをやっていきたいと思いますということには、事務分掌的でないようですので、この件に関しては、こちらではお答えできない状況でございます。

◎5番（鈴木由美子議員）

わかりました。

◎議長（星川 薫議員）

他にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

質疑もないようでありますので、終

結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので、終結いたします。

これより、認第 1 号を採決いたします。本案を原案のとおり認定するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第 1 号は、原案のとおり認定されました。

次に、日程第 15、認第 2 号、令和 6 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

◎議長（星川 薫議員）

青野議員。

◎7 番（青野隆一議員）

それでは、私のほうから質疑をさせていただきます。36 ページ概況を見ますと、やはり有収率が前年度対比で 2.64% 下がって 78.01% という報告でございます。やはり非常に大事な数値かなと思っております、これをですね、減少からどう高めていくのか、方法があれば、どう考えておられるかをお伺いしたいということと、あと 43 ページ、1 款 1 項 1 目 1 節、水道使用料の未収金の状況が分かりましたら教えていただきたい。あと 46 ページの 1 款 1 項 2 目 2 節、水道料金債権放棄等 129 万 5,538 円についての説明をお願いいたします。

◎議長（星川 薫議員）

上下水道課長。

◎上下水道課長（森 雅之君）

青野議員のご質問に答えたいと思います。1 点目でございます。有収水量の件でございますが、有収水量につきましては、漏水調査などを随時行いまして、早期発見、早期修理等を行って有収率を向上させていきたいと考えてございます。

2 点目でございます。未収金対策でございますが、未収金につきましては、2 か月に一度、今現在毎年行っていますが、督促を出しまして、ご返事のない方のほうがあれば、給水停止作業等を行って、行う前に、料金の回収等を今現在行っているところでございます。今年度も 2 回ほど行ってございます。

不納欠損でございますが、不納欠損に関しましては、尾花沢大石田町内より、他の市町村に転居された方で連絡もつかない方の料金等となっております。一応、住所をたどりまして、調査等はお行っておりますが、それでも連絡つかない方でございます。その方の分の不能欠損ということです。以上でございます。

◎議長（星川 薫議員）

青野議員。

◎7 番（青野隆一議員）

未収金については、非常に対策をされているということが、どれくらいあるのか答えてはなかったのですが、非常に努力をされていると。そして、債権放棄についても、ずいぶん多額になっているという状況でございます。尾花沢市では、全課を通して未収金対策を、全課を通して対策をやっているのですが、同じような意味で、そういった公共料金的なものも含めて、これはこれからの方策だと思

いますけれども、協同の観点から連携を高めながら、そういったところも一緒にやっていければ、効果もあるのかなと、これは私の思いですので、今後検討いただければなと思っております。

あと、有収率をどう高めるか、今答弁ありました。私も漏水の関係を出来るだけ少なくしていくという方法かなと、私も思っております。

その工事費についても、水道料金の枠の中でやっているには限界性がなかなかあるのかなと、年次計画を立てても予算が固定をしている中での対応ですので、昨日インターネットで色々調べてみたのですが、両市町からの、いわゆる形としては分担金になろうかと思えますけれども、漏水工事、いわゆる老朽化した配管の布設工事、やっぱり私一気にやっっていけないと、なかなかここまでやっても次が破れる、ここまでやるとって。私の考えは、やっぱり一本きちんとやっっていくことが、有収率を高めることになるのかなと、ちょっと思っています。そうしますと、先ほどあったように、その予算が限られているわけですから、その前倒しでですね、そういった工事をやっっていくんだというふうにした場合、私が申し上げた、独立採算制を崩す形になろうかと思えますが、そういう両市町の予算的な手立てというものは可能なのかどうか、その解釈についてお伺いしたいと思えます。

◎議長（星川 薫議員）

管理者。

◎管理者（結城 裕君）

今のご質問の点、ちょっと私も理解が

進まないところがあるんですが、まさに今、青野議員がおっしゃったようにですね、一気にやっっていくということは、非常に私も出来ればしたいところではあるんですね。

一方で、私も着任後、状況を見てみると、やっぱりあるところが、なんていうんですか、きれいに整備されると、あるところが穴が開いてしまう、みたいなところが、やっぱりちょっとあるようにも感じています。

したがって、一辺で全部何百キロあるのか、ちょっと私も持ち合わせてないんですが、全部やっつてしまえば、もちろんおそらく一気に有収率は上がっていくんだろうと思えますが、我々がやる範囲の限界がやっぱりあるとすれば、おそらくあるところに仮に全財産を投げうってやっつたとしても、その限界がまず来るとすれば、また同じようなことが他のやっつてないところから出てくることは、およそ想定できるだろうというふうに思います。

いずれにせよ、計画的に、財源の限界もありますので、計画的におよそ危ないなとか、古いなというようなところ、もしくは情報があるようなところから、やはり計画的に進めていくということが、今できる精一杯な上限ではないのかというふうに思います。

◎議長（星川 薫議員）

議員の皆さまにお願いいたします。昼食の時間にかかるわけでありましてけれども、午後からも別の広域議会が入っております。このまま続けさせてもらうことをご了承ください。

◎議長（星川 薫議員）

青野議員。

◎7番（青野隆一議員）

今、市長から答弁ありましたように、やっぱり今、一気にと言いますか、何路線かを、枝葉のところをずっと続けているわけでありまして、それをですね、ただ一気に全部というわけじゃなくて、やっぱりその枝葉の先を完結するということになると、漏水が減るのかなと私はちょっと思っています。それをやるにはですね、これ先ほど言ったように解釈論が必要でありまして、いわゆる一般会計を施工してですね、そういった計画を立てる場合、使えるかどうか、私が読み解くと可能というふうに書いてありました。

ただ、本当にただ昨日ネットで見ただけですので、その辺についてはもう少し検討していかなければなりませんし、ぜひ当局側としてもそういった検討をしていただいて、やはり有収率を上げていく、できるだけ早めに整備をしていくというような考え方でありますので、管理者の答弁もありましたように、それが可能なかどうか、ぜひ内部検討していただいて、可能であれば、少し予算を、両市町の会計のほうからも積み増しをしながら、やはり計画を立てて、出来るだけ早期にそういった漏水対策を講じていくというようなことを、ぜひ私のほうでもご検討いただきたいなということをお願い申し上げたいと思います。以上です。

◎議長（星川 薫議員）

他にございませんか。川崎議員。

◎2番（川崎義治議員）

私も有収率のことでちょっとお聞きしたいんですけど、78.01ですが、昨年度が80.65。全国平均で90%弱くらいを目指せ、90%以上というのをですね、国のほうから出てましてですね、それともう一つはですね、大都市ではもっと高いんですけど、地方に行くと、ここは雪があつての関係もあるのかわからないんですけど、だんだん10年くらい前からすると、下がってきてるんじゃないかなと思うんですけど、どのぐらいに、その5年前ぐらいからでも結構ですけど、どのぐらいの有収率になっているのか、できれば10年くらい前からわかればですね、お聞きしたいんですけど。

◎議長（星川 薫議員）

上下水道課長。

◎上下水道課長（森 雅之君）

川崎議員にお答えいたします。手持ちの資料があることはあるんですが、10年前、平成27年でございます。27年の時は、81.52で、大体同じような数字で昨年までできてます。

有収率下がった原因ですが、冬季間、うちのほうでメーター検針しておりません。空き家関係、結構今増えてきてますので、そちらで漏水してしまうと、春まで見つけることができないので、そういう関係も多々ございますので、有収率下がる要因の一つにもなっていると思います。

◎議長（星川 薫議員）

川崎議員。

◎2番（川崎義治議員）

10年くらい前からの81%くらいとい

うことですね。20%もロスしててですね、それ何パーセント、10パーセントくらいあるかもわからないんですけど、そのまま10年もそのままおいてですね、冬があるからとかですね、何か手を打たないといけないと思うんですよ。ぜひですね、あの、大変な費用はかかると思うんですけど、80点のままでいいのか、いいと思ってないと管理者のほうからもお話あったんですけど、もっと上げるという方法ですね、費用かかるかもわからないし、もっと市民町民のほうにですね、このぐらいになってますよというアナウンスをしてですね、自分たちでもう少し、できるところがあるかもというところですね。以前お話を聞いたときにですね、今おっしゃられた冬の間の際の漏水があるかもわからないとかですね、そういうのを早めに連絡して、少しでも、その組合だけで有収率を上げるんじゃなくてですね、町の方たち、市の方たちに話して有収率を上げるという方法なんかも使ってますね、できるだけ上げていった方がいいと思うんです。80って言うところとちょっと本当に低いなっていうふうな感じがしております。

◎議長（星川 薫議員）

管理者。

◎管理者（結城 裕君）

今、川崎議員のほうからですね、ご提案があった件、市民町民の方々にですね、この貴重な財源、いわゆる水道がですね、いわゆる管理されてないような、どこかで漏れているようなところがあるというようなことについて、やっぱり知っていただくということは非常に大事なの

かなど。またそれは、今、ホームページ等もありますし、様々な連絡手段がありますのでですね、非常に貴重な財源、例えば空き家で漏れているところがないかとか、どこかで漏れ出しているような兆候がないかとか、そういうことをぜひ市民の方々にご協力いただきたいということをお知らせすることは可能だと思いますので、そこはちょっと検討させていただきたいというふうに思います。

◎議長（星川 薫議員）

ほかにございませつか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります、通告がありませんので、終結いたします。

これより、認第2号を採決いたします。本案を原案のとおり認定するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第2号は、原案のとおり認定されました。

次に、日程第16、認第3号、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合公共下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。川崎議員。

◎2番（川崎義治議員）

下水道のことです、これはですね、今年の8月22日の山形新聞の記事なんですけど、国交省とですね、のほうからなんですけど、老朽化下水管の点検とい

うお話がありました。管理者のほうからもお話少しあったんですけど、概要のほうですね、下水道で明るい住みよい街というお話があるんですけど、これは下水道で明るい住みよい街って分かるんですけど、下水道のほうですね、最上川から向こうに行って、それから村山のほうに行って、下水処理をされているんですけど、下水道ですごい明るい町なんですけど、最上川を一本しか下水道がないんですよ、向こうに渡るのが。もしこれが何か事故でも災害でも起きてですね、ストップすれば、尾花沢と大石田の下水道は使えないということは、水道を止めないといけないということなんです。上水を止めないといけない。上水を止めないと下水に流れてしまいますから、止めないといけない。それで、今新聞の中にですね、こういうふうにあってですね、一本だけではなくですね、数ルートの大きな管が一本だけあって、それが破損して止まると、大きな災害を起こすと、住んでいる人たちに迷惑をかける、非常に大きな災害を起こしたり困ってしまうということがあるということですね。一本だけでなくですね、複数のルートを整備してはどうかという、整備をなさいたいというのが、国交省のほうから新聞に載っているんですけど、このことについてどういうふうに思われるのか、ちょっとお聞きしたい。

◎議長（星川 薫議員）

管理者。

◎管理者（結城 裕君）

詳細は担当のほうからご説明申し上げますと思いますが、まさに今おっしゃっ

たようなことが起きると、おっしゃったとおりになるのかもしれませんが。

ただ当該箇所がまさにそういう状況になっているのかどうか、ちょっと私も今不明でございます。まさにバック体制というか、何かあったときの体制作りというのは非常に大事だと思いますので、もしそういうことが可能であるなら、そういうところ。また、場合によってはそこだけではなくて、市内、町内にたくさんそういうところがひょっとするとあるのではないかと。とすれば、それを全部、いわゆるバック、いわゆる何かあったときの体制作りをしていくということになってくると、相当な経費がかかるのだらうと思います。

したがいまして、今、当該箇所だけで何かできるのであればですね、ぜひ検討していきたいというふうに思います。詳細は担当のほうからご説明申し上げます。

◎議長（星川 薫議員）

上下水道課長。

◎上下水道課長（森 雅之君）

川崎議員にお答えいたします。最上川を横断しております管ですが、山形県で管理しております流域関連の管でございます。うちのほう、まるっきり関係ないわけではないんですけども、今後、県のほうに働きかけながら、協議していきたいと思っております。以上です。

◎議長（星川 薫議員）

川崎議員。

◎2番（川崎義治議員）

ぜひですね、県のほうとも協議していただきたいと思います。管理者のほうか

らですね、その一本が何かありましたかと言ったら、前の災害の時に止まりました。それで近くのマンホールを開けて、バキュームカーで何回も吸いながら処理をしたということなんです。そのマンホールを開けるんですけど、そこからも全部道路のほうとか畑のほうに流れて、本来ですとですね、これはですね、廃棄物処理法違反ですね、それ全部出ると。だから出ないように本当は、全部吸って何台も来て吸わないといけないんですけど。それは災害が起きている時ですから、どうしようもない。多分、最上川の大石田側の土手の下のところに大きなマンホールみたいなものがあるんですけど、花火をあげるところ、花火をあげて、階段状のところの下にあるんですけど。その人がですね、多分ポンプが使えなくなったという。なかったというんじゃないですか。あったということだけは、ちょっとお話ししておきたいと思います。

それと、他のところもバイパスは必要だとは思いますが、これは、最上川の1本というのは、もうそこしかないんですよ。どこにも逃げようがないんですよ。全部大石田と、尾花沢と大石田の下水道がそこに通って、処理場に行ってる。だからそこ1本止まると、止まると、もうどこにも行きようがない。ぜひ、県のほうにもお話していただきたいと思います。

◎議長（星川 薫議員）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、認第3号を採決いたします。本案を原案のとおり認定するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第3号は、原案のとおり認定されました。

次に、日程第17、認第4号、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合尾花沢市特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、認第4号を採決いたします。本案を原案のとおり認定するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第4号は、原案のとおり認定されました。

次に、日程第18、認第5号、令和6年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合大石田町特定環境保全公共下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、認第 5 号を採決いたします。本案を原案のとおり認定するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

ご異議なしと認めます。よって、認第 5 号は、原案のとおり認定されました。

次に、日程第 19、議第 13 号、令和 6 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合水道事業剰余金の処分についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、議第 13 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第 13 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 20、議第 14 号、令和 6 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組

合大石田町特定環境保全公共下水道事業剰余金の処分についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、議第 14 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第 14 号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第 21、議第 15 号、令和 7 年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合一般会計補正予算(第 2 号)を議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、議第 15 号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長（星川 薫議員）

ご異議なしと認めます。よって、議第

15号は、原案のとおり決しました。

次に、日程第22、議第16号、令和7年度尾花沢市大石田町環境衛生事業組合公共下水道事業会計補正予算(第1号)についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。ご質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(星川 薫議員)

質疑もないようでありますので、終結いたします。

次に討論であります。通告がありませんので、終結いたします。

これより、議第16号を採決いたします。本案を原案のとおり決するに、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎議長(星川 薫議員)

ご異議なしと認めます。よって、議第16号は、原案のとおり決しました。

以上で、今定例会に付議されました議案の審議は、すべて終了いたしました。慎重なるご審議、誠にありがとうございました。この際、管理者より発言の申し出がありますので、これを許します。管理者。

◎管理者(結城 裕君)

本定例会に際しまして、一言御礼を申し上げますというふうに思います。提案させていただきました全議案、すべて可決していただきました。本当にありがとうございました。今後、我々もしっかり皆様方のご意見を踏まえ、市町の環境衛生事業に取り組んでまいりますので、これからもご指導、ご鞭撻のほどお願い申し上げます。御礼の言葉とさせていただきます。

す。本日は本当にありがとうございました。

◎議長(星川 薫議員)

これをもちまして、令和7年10月定例会を閉会いたします。大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後12時18分